

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護あおい 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

(サテライト型)

施設名 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護あおい
管理者 岩田 啓志
指定番号 2490100126
所在地 三重県桑名市長島町横満蔵568番地2
電話番号 0594-45-8686
FAX番号 0594-45-1661

(本体)

施設名 特別養護老人ホームアパティア長島苑
管理者 三木 久美子
指定番号 2470100872
所在地 三重県桑名市長島町西外面1070
電話番号 0594-42-1600
FAX番号 0594-42-2701

(2) 施設の勤務体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	名	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	名	3名	3名
生活相談員	生活相談及び指導	1名	名	1名
介護支援専門員	介護計画の作成	1名	名	1名
看護職員	健康管理、保健衛生管理	2名	1名	3名
介護職員	介護業務	12名	7名	19名
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	2名	名	2名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名	名	1名
歯科衛生士	口腔衛生を保つための口腔ケア・指導	1名	名	1名
清掃員	施設内の清掃	名	1名	1名

(3) 主な職種の勤務時間

介護職員	早番①	・ ・ ・ ・ ・	6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
介護職員	早番②	・ ・ ・ ・ ・	7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
介護職員	日勤①	・ ・ ・ ・ ・	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
介護職員	日勤②	・ ・ ・ ・ ・	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介護職員	日勤③	・ ・ ・ ・ ・	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
介護職員	遅番①	・ ・ ・ ・ ・	1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
介護職員	遅番②	・ ・ ・ ・ ・	1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
介護職員	夜勤	・ ・ ・ ・ ・	2 2 : 0 0 ~ 翌 8 : 0 0
看護職員		・ ・ ・ ・ ・	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
機能訓練指導員		・ ・ ・ ・ ・	8 : 4 5 ~ 1 7 : 4 5
管理栄養士		・ ・ ・ ・ ・	8 : 4 5 ~ 1 7 : 4 5
歯科衛生士		・ ・ ・ ・ ・	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
生活相談員		・ ・ ・ ・ ・	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介護支援専門員		・ ・ ・ ・ ・	8 : 1 5 ~ 1 7 : 1 5

(4) 設備の概要

定員 29名

○居室 29室

ご入居者の居室は、ベッド・洗面所・トイレ・コールボタンを備品として備えます。

○食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入居定員を乗じて得た面積以上とします。(但し、サテライト型居住施設については、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができます。)

イ 必要な備品類を備えます。

○浴室など 4室

浴室にはご入居者が使用しやすいように手すりなど安全を確保します。

○洗面所及び便所 29室

洗面所及び便所にはご入居者が使用しやすいように手すりなど安全を確保します。

3. サービスの内容

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第5条参照)

① 食事

栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、食事の提供に努めます。ご入居者の自立支援のために離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7時30分～9時30分

昼食：12時00分～14時00分

夕食：18時00分～20時00分

*上記時間内で、ご希望の時間に合わせて食事の提供ができます。

*施設及びご入居者の事情により、多少時間が前後することもあります。

② 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりであっても、身体状況に応じた設備を使用して入浴することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

重度化防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

誤嚥性肺炎の予防や、口腔衛生を保つため、食後や必要時に口腔ケアの援助を行います。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥ 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他緊急時における対応方法

職員等は、ご入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金（1日当たり）

介護区分	介護サービス費用	自己負担額（1割）
要介護1	7,004円（682単位/日）	700円
要介護2	7,733円（753単位/日）	773円
要介護3	8,503円（828単位/日）	850円
要介護4	9,253円（901単位/日）	925円
要介護5	9,972円（971単位/日）	997円

(2) 加算料金等

	介護サービス費用	自己負担額（1割）
ア 日常生活継続支援加算	472円（46単位/日）	47円
イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	225円（22単位/日）	25円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	184円（18単位/日）	18円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	61円（6単位/日）	6円
ウ 初期加算	308円（30単位/日）	30円
エ 個別機能訓練加算（Ⅰ）	123円（12単位/日）	12円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	205円（20単位/月）	20円
個別機能訓練加算（Ⅲ）	205円（20単位/月）	20円
オ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,027円（100単位/月）	102円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2,054円（200単位/月）	205円
カ ADL維持等加算（Ⅰ）	308円（30単位/月）	30円
ADL維持等加算（Ⅱ）	616円（60単位/月）	61円
キ 自立支援促進加算	2,875円（280単位/月）	287円
ク 地域密着看護体制加算（Ⅰ）イ	123円（12単位/日）	12円
地域密着看護体制加算（Ⅱ）イ	236円（23単位/日）	23円
ケ 栄養マネジメント強化加算	112円（11単位/日）	11円
コ 再入所時栄養連携加算	4,108円（400単位/月）	410円
サ 療養食加算	61円（6単位/回）	6円
シ 経口移行加算	287円（28単位/日）	28円
ス 経口維持加算（Ⅰ）	4,108円（400単位/月）	410円
経口維持加算（Ⅱ）	1,027円（100単位/月）	102円
セ 排せつ支援加算（Ⅰ）	102円（10単位/月）	10円
排せつ支援加算（Ⅱ）	154円（15単位/月）	15円
排せつ支援加算（Ⅲ）	205円（20単位/月）	20円

様式 NA-003

ソ	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	30円（3単位/月）	3円
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	133円（13単位/月）	13円
タ	看取り介護加算（Ⅰ）		
	（死亡日45日前～31日前）	739円（72単位/日）	73円
	（死亡日30日前～4日前）	1,478円（144単位/日）	147円
	（死亡日前々日、前日）	6,983円（680単位/日）	698円
	（死亡日）	13,145円（1,280単位/日）	1,314円
	看取り介護加算（Ⅱ）		
	（死亡日45日前～31日前）	739円（72単位/日）	73円
	（死亡日30日前～4日前）	1,478円（144単位/日）	147円
	（死亡日前々日、前日）	8,010円（780単位/日）	801円
	（死亡日）	16,226円（1,580単位/日）	1,622円
チ	精神科医療養指導加算	51円（5単位/日）	5円
ツ	若年性認知症入所者受入加算	1,232円（120単位/日）	123円
テ	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30円（3単位/日）	3円
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	41円（4単位/日）	4円
ト	入院または外泊時加算	2,526円（246単位/日）	252円
ナ	地域密着夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	472円（46単位/日）	47円
	地域密着夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	626円（61単位/日）	62円
ニ	退所時等相談援助加算		
	（退所前訪問相談援助加算）	4,724円（460単位/回）	472円
	（退所後訪問相談援助加算）	4,724円（460単位/回）	472円
	（退所時相談援助加算）	4,108円（400単位/回）	410円
	（退所前連携加算）	5,135円（500単位/回）	513円
ヌ	指定居宅介護支援における退院・退所加算①	4,621円（450単位/回）	462円
	②	6,162円（600単位/回）	616円
	③	7,702円（750単位/回）	770円
	④	9,243円（900単位/回）	924円
ネ	在宅復帰支援機能加算	102円（10単位/日）	10円
ノ	在宅・入所相互利用加算	410円（40単位/日）	40円
ハ	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	267円（26単位/日）	26円
	障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	421円（41単位/日）	42円
ヒ	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,054円（200単位/日）	205円
フ	在宅サービスを利用したときの費用	5,751円（560単位/日）	575円
ヘ	口腔衛生管理体制加算	924円（90単位/月）	92円
ホ	口腔衛生管理加算	1,129円（110単位/月）	112円
マ	常勤医師配置加算	256円（25単位/日）	25円
ミ	配置医師緊急時対応加算（早朝夜間）	6,675円（650単位/回）	667円
	配置医師緊急時対応加算（深夜）	13,351円（1300単位/回）	1,335円
	配置医師緊急時対応加算（上記外）	3,337円（325単位/回）	333円

ム	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	4 1 0 円（4 0 単位/月）	4 1 円
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	5 1 3 円（5 0 単位/月）	5 1 円
メ	安全対策体制加算	5 1 3 円（5 0 単位/入所時1 回）	5 1 円
モ	特別通院送迎加算	6, 1 0 0 円（5 9 4 単位/月）	6 1 0 円
ヤ	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	1, 0 2 7 円（1 0 0 単位/月）	1 0 2 円
	協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5 1 円（5 単位/月）	5 円
ユ	退所時情報提供加算	2, 5 6 7 円（2 5 0 単位/回）	2 5 6 円
ヨ	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1 0 2 円（1 0 単位/月）	1 0 円
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 1 円（5 単位/月）	5 円
ワ	新興感染症等施設療養費	2, 4 6 4 円（2 4 0 単位/日）	2 4 6 円
ヲ	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1, 5 4 0 円（1 5 0 単位/月）	1 5 4 円
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1, 2 3 2 円（1 2 0 単位/月）	1 2 3 円
ン	退所時栄養情報連携加算	7 1 8 円（7 0 単位/回）	7 1 円
ア'	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1, 0 2 7 円（1 0 0 単位/月）	1 0 2 円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 0 2 円（1 0 単位/月）	1 0 円
イ'	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金＋加算料金の 1 4 %を上限として加算 上記加算につきましては、該当する場合必要となります。	

利用料金については、実際の利用日数と地域区分ごとの単価（1単位＝1 0. 2 7 円）を乗じて計算しますので参考額になります。

自己負担額については、負担割合証に記載のある割合での計算となります。

□その他の費用

以下のサービスは、利用料金の全額がご入居者の負担となります。（契約書第 6 条、第 7 条参照）

（１）「居住費」及び「食費」 1 日あたりの金額

	居住費	食費
ユニット型個室	2, 0 6 6 円	1, 5 0 0 円

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

※ 食費の内訳（朝食 4 0 0 円 昼食 5 5 0 円 夕食 5 5 0 円 *おやつは含まれておりません）

（２）その他、ご入居者にご負担いただくものは別紙に記載します。

5. 利用料金のお支払方法

前記 4 の利用料金（その他の費用も含む）は、1 か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア 金融機関口座からの引き落とし

イ 金融機関口座からの口座振替

※ご利用できる金融機関：桑名三重信用金庫

6. サービス利用に当たっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されているご入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

- ① 面会時間 9:00～20:00（事前にご連絡ください。）
- ② 面会の際は、正面玄関で面会記録をご記入ください。
- ③ 感染症、食中毒の予防のため、食品のお持込はできる限りお控えください。なお、お持込の際には、必ずその旨職員にお知らせください。
- ④ 感染症流行時には、面会前のうがい、手洗い、マスク着用等にご協力ください。

(2) 宿泊

- ① 各居室にて宿泊記録をご記入ください。
- ② 宿泊期間は、感染症、食中毒の予防のため、食品のお持ち込みはお控えください。
- ③ 常時のマスク着用、手洗い、手指消毒を必ず行ってください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。外泊時に発生する料金は、19の入院した場合と同じ扱いとします。

(4) 食事

- ① 食事を中止する場合は、職員までお申し出下さい。ただし、一食のみでも三食召し上がっても、料金は一日分発生します。
- ② ご入居者へお土産や差し入れ等があるときは、職員へお知らせください。特に、二枚貝や魚等の生ものの状態での差し入れは、食中毒予防の観点より、ご遠慮いただくこともあります。また、誤嚥の危険性が高いものについてはお断りせざるを得ない場合もございます。

(5) 施設・設備使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意又は過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がございます。
- ③ 居室の鍵について、プライバシー確保のため、ご入居者自身で施錠していただいて構いません。また、ご入居者自身で施錠できない場合は、ご入居者及びご家族からの申し出により、職員により施錠することも可能です。
- ④ ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします（施錠している居室も、マスターキーを使用し開錠させていただきます）。但し、その場合、ご入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ⑤ ご入居者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ⑥ 居室への家具等の持ち込みは自由ですが、持ち込む際には職員に声をかけてください。不安定な物、滑りやすい物に関しては、ご相談させていただいたり、事故が起らないよう配慮いたし

ます。

- ⑦ 施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ⑧ 貴重品や金銭を施設内に持ち込まれる場合は、事前に職員にご相談ください。あまりに高額であり、紛失の危険性が高いような場合にはお断りすることもございます。
- またそれらの管理は、ご入居者又はそのご家族の責任にて行っていただきますようお願いします。
- ⑨ 職員や他ご入居者に対する贈物や飲食の提供は一切不要です。
- ⑩ 個人の信仰、思想は尊重しますが、当施設の職員や他の利用者に対しての宗教活動、政治活動を行うことは禁じます。

(6) 飲酒・喫煙

- ① 飲酒、喫煙はご入居者の健康を害する可能性がありますので、お酒、たばこ、ライター、マッチ等は施設でお預かりさせていただきます。
- ② 飲酒、喫煙をする際には、当施設の職員に申し出、所定の時間と場所で行います。

7. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上ご入居者及び職員の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時にご入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、賠償する責任を負います。

10. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得たご入居者又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

ご入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、教育研修等を行います。

12. 身体拘束の禁止

ご入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご入居者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際のご入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3. 介護現場におけるハラスメント対策について

当施設では職員によるご入居者への虐待行為禁止の取り組みと同様に、ご入居者及びそのご家族による職員へのハラスメント対策にも取り組んでいます。ハラスメント行為が発生した場合は、その原因や過程等について明らかにし、再発を防ぐための対策を講じます。

1 4. カスタマーハラスメント対策について

当施設ではカスタマーハラスメント対策にも取り組んでいます。ご入居者の身元引受人ないしご家族、その他関係者により、職員に対してカスタマーハラスメント行為が発生した場合は、法人の行動指針に則り対応します。原因や経過等について明らかにした上で、健全な信頼関係の構築および円滑なサービスを提供が困難と判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

1 5. 苦情相談窓口

- ① 当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情相談窓口担当者：生活相談員 伊藤 真由美

受付時間：8時45分～17時45分

電話番号：0594-45-8686

○苦情解決担当者：施設長 岩田 啓志

受付時間：8時45分～17時45分

電話番号：0594-42-1600

- ② 行政機関その他苦情受付機関

桑名市役所 介護高齢福祉課

電話番号：0594-24-1170

桑名市役所 長島総合支所

電話番号：0594-42-2111

三重県国民健康保険団体連合会

電話番号：059-222-4165

三重県福祉サービス運営適正化委員会

電話番号：059-224-8111

1 6. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者のご希望により、下記協力医療機関において診察を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察を義務づけるものでもありません。

・協力医療機関

・桑名クリニック

三重県桑名市長島町横満蔵573番地

・桑名市総合医療センター

三重県桑名市寿町三丁目11番地

・青木記念病院

桑名市中央町5丁目7番地

・協力歯科医療機関

・桑名歯科

三重県桑名市長島町出口63番地

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入居者に生じた損害については、賠償する責任を負います。

ただし、損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められ、かつご入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。また、賠償に相当する可能性がある場合は、ご入居者又はそのご家族に損害保険の調査等の手続にご協力いただく場合があります。

18. 施設を退居していただく場合

契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのようなことに該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退居していただくことになります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。⑤ ☆ご入居者から退居の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ ☆施設から退居の申し出を行った場合。（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

⑤☆ ご入居者からの退居の申し出があった場合について

契約の有効期間であっても、ご入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。② ご入居者が入院された場合。③ 施設もしくは職員が正当な理由なく契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。④ 施設もしくは職員が守秘義務に違反した場合。⑤ 施設もしくは職員が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。 |
|--|

⑥ 他の利用者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合。もしくは傷つける恐れがある場合において、施設もしくは職員が適切な対応をとらない場合。

⑥☆ 施設から退居の申し出を行った場合について

以下に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご入居者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご入居者、身元引受人ないしご家族、その他関係者が、故意又は重大な過失により施設又は職員もしくは他ご入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ ご入居者が介護老人保険施設や介護医療院等の施設へ入所した場合。

19. 円滑な退居のための援助

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者の希望により、施設はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご入居者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
- ② 居宅介護支援事業者の紹介。
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

20. 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 入所者に代わって又は入所者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第8条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入所者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

② 入所者を代理して、又は入所者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、利用料1年分を極度額として負担するものとします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

2 1. ご入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。入院時の手続き、入院中のおむつや洗濯物、日用品の手配等は、原則としてご家族にお願いします。

① 検査入院等、1～6日までの短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。その場合、貴重品管理費と外泊加算、居室を確保している為の居住費が発生します。

② 6日以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。この間、貴重品管理費と居室を確保している為の居住費が発生します。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

2 2. 残置物引取人

本契約締結にあたり、入所契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の所持品（残置物）をご入居者自身が引き取れない場合に備えて、残置物引取人を定めていただきます。

当施設は、残置物引取人に連絡のうえ、原則としてすべての残置物を引き取っていただきます。

残置物の廃棄をご希望の際は、廃棄、処分にかかる費用をご入居者又は残置物引取人にご負担いただきます。処分依頼品にテレビ・冷蔵庫がある場合、リサイクル料金を別にいただきます。

23. 第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの開始に当たり、ご入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

(事業所所在地) 三重県桑名市長島町横満蔵568番地2
(法人名) 社会福祉法人アパティア福祉会
(事業所名) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護あおい

(代表者名) 理事長 桑名 良輔 印

(説明者) 生活相談員 伊藤 真由美 印

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、施設から指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

(住所)

(氏名) 印

<代理人>

(住所)

(氏名) 印

(利用者との関係)

<連帯保証人兼身元保証人>

(住所)

(氏名) 実印

(利用者との関係)

＜重要事項説明書付属文書＞

居住費、食費以外でご入居者にご負担いただく費用について

① 入居後健康診断

入居後に健康診断を行います。・・・・・・・・・・入所後1回 17,000円（税別）

② 日用品費・・・・・・・・・・実費

③ 理美容代

理美容師による散髪ができます。・・・・・・・・・・実費

④ 喫茶、お菓子購入、嚥下困難な方の

水分栄養補助用ゼリーなどの購入・・・・・・・・・・実費

⑤ 貴重品管理手数料（保険証・印鑑・通帳・現金の管理、支出入の代行）・1月 1,000円（税別）

⑥ 各種申請代行

要介護認定、身障者手帳取得等

公的機関への公的書類の代行申請・・・・・・・・・・1回 300円（税別）

⑦ 電気製品持ち込み料

テレビ、ラジオ等持ち込み料・・・・・・・・・・1個につき1か月 1,000円
(税別)

⑧ 入院中代行料

家族に代わって洗濯物回収、オムツ補充等・・・・・・・・・・1回 1,000円（税別）

⑨ 付き添いサービス

私用外出への付き添い希望等・・・・・・・・・・1時間 2,000円（税別）

⑩ 送迎サービス費（10キロ以内）・・・・・・・・・・1回 1,000円（税別）

⑪ 買い物代行・・・・・・・・・・1回 500円（税別）

⑫ レクリエーション費用・行事食代・外出先での物品購入や食事代、

クラブ活動での材料費、行事食等・・・・・・・・・・実費

⑬ その他、ご入居者が専用で使用するため個人で負担することが適当な物品の購入

（車椅子、エアマット等の福祉用具を含む）・・・・・・・・・・実費

⑭ その他、ご入居者が自らのご希望に基づいて物品を購入する場合・・・・・・・・・・実費

⑮ 宿泊利用料

ご家族が施設へ宿泊する際にかかる各設備及び消毒等・・・1泊 1,000円（税別）
食費は別途徴収（朝食400円 昼食550円 夕食550円）（税込み）

⑯ 特別食代

月1回季節のお食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・1月 500円（税込）

⑰ 死亡診断書作成料

施設内で永眠され、嘱託医が死亡診断をした場合・・・・・・・・・・10,000円（税別）

⑱ 死後処置料（寝衣代を含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・15,000円～（税別）

⑲ 不用品廃棄料・・・・・・・・・・・・・・・・・・実費

＊不用品にテレビ、冷蔵庫がある場合は、別途リサイクル料が発生します。